

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会
 TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366
 http://www.ikerokyo.or.jp/ e-mail:office@ikerokyo.or.jp
 〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

◆ 令和7年労働災害発生状況 ◆

令和7年における池袋労働基準監督署管内の労働災害は、死亡災害が3件、休業4日以上之死傷災害は931件となっており、令和6年の同時期と比べ、死亡災害は同件数、死傷災害は11.8%減となっています。（確定値は本年4月末頃となります）

令和7年 死亡災害・死傷災害発生状況(令和8年2月末日現在)

【池袋監督署管内】				【池袋監督署管内】			
業種別	死亡災害 4人			業種別	休業4以上の死傷災害		
	R7年	R6年	増減数		R7年	R6年	増減率%
製造業	0	0	0	製造業	28	36	-8
建設業	0	2	-2	建設業	87	99	-12
土木工事業	0	0	0	土木工事業	14	19	-5
建設工事業	0	1	-1	建設工事業	58	66	-8
その他の建設業	0	1	-1	その他の建設業	15	14	1
陸上貨物運送業	0	1	-1	陸上貨物運送業	76	72	4
ハイヤー・タクシー業	1	0	1	ハイヤー・タクシー業	43	63	-20
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0	その他の運輸交通・貨物取扱業	18	26	-8
商業	1	0	1	商業	190	215	-25
小売業	0	0	0	小売業	163	187	-24
保健衛生業	0	0	0	保健衛生業	194	195	-1
社会福祉施設	0	0	0	社会福祉施設	154	159	-5
接客娯楽業	0	0	0	接客娯楽業	74	96	-22
飲食店	0	0	0	飲食店	61	76	-15
清掃と畜業	0	0	0	清掃と畜業	87	110	-23
ビルメン業	0	0	0	ビルメン業	49	63	-14
その他の三次産業	1	0	1	その他の三次産業	131	136	-5
金融業	0	0	0	金融業	9	8	1
警備業	0	0	0	警備業	43	30	13
その他(一次産業)	0	0	0	その他(一次産業)	3	1	2
全産業計	3	3	0	全産業計	931	1049	-11.8

目次

- ◆池袋署管内の令和7年死亡災害・死傷災害発生状況 1
- ◆池袋労働基準監督署に提出する届入書類の注意点 2～3
 ー「委託状況届」「36協定届」等の届出について
- ◆熱中症クールワークキャンペーン 4～5
- ◆新年賀詞交歓会を開催 6
- ◆ハローワーク池袋からのお知らせ「令和8年度雇用保険料率のご案内」 7
- ◆講習会等・協会行事实施報告と計画 8

池袋労働基準監督署からのお知らせ

■ 労働基準監督署へ郵送により届出を行う場合のお願い

監督署の宛先の後に、例えば「就業規則在中」、「安全衛生課あて」など担当部署がわかるようにご協力をお願いします。

- ① 郵送により届出を行い、控えを必要とする場合は、以下のものを同封するようご協力をお願いします。
 - ・ 原本及び控え（写）
 - ・ 返送用の切手及び封筒（封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。）
 - ・ 送付状（同封した内容物とその数量を記入してください。）
 - ・ 3月31日の前後では、毎年窓口で届出が急増する時期となっております。お早目の手続きをお勧めいたします。
- ② 返送先が提出代行した社会保険労務士となる場合は、以下の点についてもお願いいたします。
 - ・ 原本及び控え（写）に、社会保険労務士の記名
 - ・ 返送用封筒に、社会保険労務士の氏名・所在地の記入
 - ・ 送付状に、提出代行により届出を行う事業場の名称の記入
 - ・ 特に法人化されている場合にはご注意ください。

■ 健康診断結果報告書等の提出のお願い

定期健康診断（労働者50人以上の事業場（以下「50人以上」）、及び、特殊健康診断（有機溶剤、特定化学物質、石綿等）は実施後遅滞なく報告が必要です。

また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）（50人以上）やじん肺健康管理実施状況報告は、健診等を実施していなくても、報告を行うことが義務付けられています。

労働安全衛生法では、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業者にあつては、定期健康診断実施後遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第6号）を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています。（特殊健康診断結果報告書については、労働者数に関わらず報告が義務付けられています。）

また、同法において、常時50人以上の労働者を使用する事業者にあつては、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行うことが義務付けられているとともに、ストレスチェック実施の有無に関わらず、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の3）を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています。

なお、令和7年1月1日より以下の手続きについて、電子申請が原則義務化されております。

- ・ 定期健康診断結果報告・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・ じん肺健康管理実施状況報告・労働者死傷病報告
- ・ 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告

家内労働の委託をしている委託者の方へ

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいますので、宛名書き等のような事務の代行及びホームページの構築など物の加工を伴わない委託を受けている人は、「家内労働者」に該当しません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html



年度末・初めにおける36協定届等の届出について

- 36協定届等について、毎年3月と4月は、郵送・電子申請を問わず、労働基準監督署への届出が集中します。

速やかな受付処理に努めておりますが、受付処理に1か月以上お時間を頂くことがあります。

なお、36協定届等については、届出された順番に審査を行っております。企業情報保護の観点から、審査状況や書類到達に関するお問い合わせにはお答えを差し控えさせて頂く場合があります。御理解いただきますようお願いいたします。

- 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました。

記入漏れなどを防ぐエラーチェック機能が備わっているほか、届出先の労働基準監督署が自動選択される機能や、次回届出時のリマインド・複写機能など、作業負担の軽減などに繋がる便利な機能が備わっております。

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を活用した電子申請をぜひご検討ください。

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」のリンク先はこちらです。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

東京労働局労働基準部監督課

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

———— キャンペーン期間 ————

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

一般社団法人 池袋労働基準協会
新年賀詞交歓会を開催

令和8年新年賀詞交歓会が1月21日(水)午後5時より、ホテルベルクラシック東京において、ご来賓の皆様及び会員事業場の皆様が多数参加され開催されました。

豊城勇一副会長の司会で、今井敏弘会長の新年の挨拶に続き、ご来賓の板橋区産業経済部長家田彩子様、池袋労働基準監督署副署長上村和也様、池袋公共職業安定所長高橋大弐様の3名よりご祝辞をいただきました。

続いて貝和博副会長よりご来賓ご紹介、そして一般社団法人練馬産業連合会井口薫会長のご発声で乾杯により祝宴が始まりました。その後、ご来賓の皆様と会員の方々との名刺交換や懇談と交流が随所で行なわれ、今回は獅子舞と南京玉すだれの演舞披露により、新年の門出に相応しい和やかな会となりました。最後に上田一成副会長の中締めにより、盛会のうちに閉会となりました。

なお会場となったホテルベルクラシック東京は、本年1月より当協会の新会員となりました。



今井会長



ご 来 賓

- | | |
|----------------------------|--------|
| 板橋区産業経済部長 | 家田 彩子様 |
| 池袋労働基準監督署副署長 | 上村 和也様 |
| 池袋公共職業安定所長 | 高橋 大弐様 |
| 一般社団法人豊島産業協会副会長 | 貝和 博様 |
| 一般社団法人板橋産業連合会会長 | 豊城 勇一様 |
| 一般社団法人練馬産業連合会会長 | 井口 薫様 |
| 東京商工会議所板橋支部事務局長 | 伊東 海様 |
| 東京商工会議所練馬支部会長 | 井口 薫様 |
| 公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事 | 上島 卓司様 |
| 建設業労働災害防止協会東京支部豊島・板橋・練馬分会長 | 井上 靖雄様 |

◆ 新規会員事業場のご案内 (令和8年1月) ◆

事業場名	所在地	事業内容
ホテルベルクラシック東京	豊島区南大塚3-33-6	ホテル事業



ハローワーク池袋からのお知らせ



事業主・被保険者の皆さまへ

令和8（2026）年度雇用保険料率のご案内

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和8年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

上記に関するお問い合わせ

池袋公共職業安定所 本庁舎2階 雇用保険適用課

☎03(3988)6662 (ダイヤルイン)

令和8年度 定時総会・懇親会のご案内

開催日時：令和8年6月17日（水）

総 会：午後4時～（予定）

懇 親 会：午後5時～（予定）

会 場：ホテルカデンツア東京

※開催通知、出欠の確認、委任状（返信用はがき）などは、5月発行予定の
会報に同封いたします。

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。
他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2026年(令和8年)4月～2027年(令和9年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2026年(令和8年)										2027年(令和9年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	9日												
労働行政運営方針説明会		26日											
働く人の健康づくりセミナー									予定				
全国安全週間説明会			5日										
全国労働衛生週間説明会						7日							
地区年末年始労働災害防止推進大会								27日					
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定	
安全衛生推進者養成講習		19-20日				15-16日					25-26日		
安全管理者選任時研修			23-24日				29-30日					16-17日	
衛生推進者養成講習				17日			6日				4日		
労災保険給付の実務基礎講習会(三田幹事)		27日											
実務基礎講習「雇用・社会保険」(新宿幹事)			23日										
労働関係法令のポイント(三田幹事)			3-4日										
人事・労務担当者の労基法(新宿幹事)			17日										
労災保険給付 Atoz講習会(新宿幹事)			25日										

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。